

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社ヤマザキ
【英訳名】	YAMAZAKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 山崎 好和
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中央区有玉北町489番地の23
【電話番号】	(053)434-3011(代表)
【事務連絡者氏名】	社長室室長 今場 浩和
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市中央区有玉北町489番地の23
【電話番号】	(053)434-3011(代表)
【事務連絡者氏名】	社長室室長 今場 浩和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)
	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策上の柔軟性と機動性を確保すること、また、剰余金の配当等の株主還元策の実施を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金 972,195,302円のうち、472,195,302円を減少し、500,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えるものであります。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

2026年6月26日

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 261,694,013円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 261,694,013円

(3) 剰余金の処分が効力を生じる日

2026年6月29日

2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、その他資本剰余金を配当原資として以下のとおり実施するものであります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 10円00銭 総額44,372,440円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

山崎好和、川島浩孝、松本靖之、山本惣一、矢野哲哉、加藤勉、浅田和則、加藤敏純、望月圭一郎の9名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

森川奈々、伊藤博、原道也の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	29,394	239	0	(注)1	可決 99.19
第2号議案 剰余金の処分の件	29,415	218	0	(注)2	可決 99.26
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件					
山崎好和	29,352	281	0	(注)3	可決 99.05
川島浩孝	29,359	274	0		可決 99.08
松本靖之	29,359	274	0		可決 99.08
山本惣一	29,359	274	0		可決 99.08
矢野哲哉	29,358	275	0		可決 99.07
加藤勉	29,351	282	0		可決 99.05
浅田和則	29,351	282	0		可決 99.05
加藤敏純	29,355	278	0		可決 99.06
望月圭一郎	29,358	275	0		可決 99.07
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
森川奈々	29,357	276	0	(注)3	可決 99.07
伊藤博	29,359	274	0		可決 99.08
原道也	29,359	274	0		可決 99.08

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上